

# 文化審議会博物館部会 法制度の在り方に関する ワーキンググループの設置について

令和3年2月2日

文化審議会博物館部会決定

## 1 設置の趣旨

博物館を取り巻く環境と社会からの要請が変化する中で、「登録」制度をはじめとする博物館法を改正する必要性が各所で指摘されている。

これまで博物館部会では、博物館の在り方について様々な観点から議論を行ってきたが、上記のような指摘を踏まえて、博物館法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置することとする。

## 2 調査審議事項

- (1) 博物館の定義と使命について
- (2) 登録制度について
- (3) 学芸員資格制度について
- (4) 登録制度と連動した博物館振興策について
- (5) その他

## 3 構成（別紙参照）

別紙のとおり

文化審議会博物館部会  
法制度の在り方に関するワーキンググループ  
委員名簿

(令和3年2月現在)

あおき ゆたか 青木 豊	國學院大學教授
うちだ たけし 内田 剛史	早稲田システム開発
こばやし まり 小林 真理	東京大学教授
さくま だいすけ 佐久間大輔	大阪市立自然史博物館学芸課長
ささき ひでひこ 佐々木 秀彦	東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
たけさこ ゆうこ 竹迫 祐子	(公財) 岩崎千尋記念事業団事務局長 ちひろ美術館主席学芸員
しおせ たかゆき 塩瀬 隆之	京都大学総合博物館准教授
はまだ ひろあき 浜田 弘明	桜美林大学教授，全日本博物館学会副会長
はら ままこ 原 眞麻子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
はんだ まさゆき 半田 昌之	日本博物館協会専務理事

文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ運営規則（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ決定）

文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループを次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）の議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 ワーキンググループの会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 ワーキンググループの会議は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（座長）

第三条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員の互選により選任する。

2 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

3 座長に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議の公開）

第四条 ワーキンググループの議事は公開して行う。ただし、特別の事情によりワーキンググループが必要と認

めるときは、この限りでない。

2 ワーキンググループの会議の公開の手續その他ワーキンググループの会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手續その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

附 則

この規則は、ワーキンググループの決定の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

# 文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループの公開について（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ決定）

文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループの会議の公開については、文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ運営規則（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ決定）第●条第●項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

## （会議の公開）

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
  - （1）座長の選任その他人事に係る案件
  - （2）上記のほか、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

## （会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 座長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

## （会議資料の公開）

8. 会議資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

## （議事録の公開）

9. 議事録は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。